

令和四年十月二十五日

聖籠町農業委員会第二十五期

第八回総会議事録



聖籠町農業委員会第25期第8回総会議事録

聖籠町農業委員会第25期第8回総会は、令和4年10月25日、聖籠町役場において招集された。

1 出席委員

1番 八幡 裕（会長）	2番 宮下 吉勝（会長職務代理）
3番 神田 勝（農地部長）	4番 新保 勇（農政部長）
5番 堀 常正	6番 斎藤 直樹
7番 斎藤 瞳子	8番 栗原 一成
9番 本間 政春	10番 新保 要一
11番 新保 昭治	12番 宮野 公之
13番 岩渕 せん	

2 欠席委員 なし

3 出席した職員は、次のとおりである。

局長 長谷川 一也 主幹 吉田 晃一 主事 加藤 篤輝

4 総会の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画による（所有権移転）申出審査について

日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画による（利用権設定）申出審査に

について

- 日程第7 報告事項 農業委員会事務専決報告について
報告第1号 農用地利用配分計画案（利用権移転・農地中間管理
権）について
報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願（非農地証明）
について

5 会議の概要

- 議長 ただいまより、聖籠町農業委員会第25期第8回総会を開会します。
(開会 午後2時00分)
- 議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、会議規則第14条の規定に
より、2番委員、3番委員を指名いたします。
なお、説明者には主幹、書記には主事を指名します。
- 議長 日程第2、会期の決定について、令和4年10月25日、本日1日限り
としたいと思いますが、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 异議なしと認め、本日1日限りと決定いたします。
- 議長 日程第3、議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について、
上程いたします。事務局説明願います。
- 主幹 はい、それでは1頁をご覧ください。
(議案朗読)

なお、この案件については、当初農業用倉庫として建築されたものと考えられますが、用途が変更となっていたことにより、追認での許可申請となるものです。

この案件は、農地法第4条第6項第1号口(1)に該当し、第3種農地
(市街地の農地)と判断されます。以上であります。

議長 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

農地部長 はい。議案第1号においては、総合判断的に許可相当と判断いたしましたので、全員異議なく許可相当と認められました。以上です。

議長 農地部長より補足説明がありました。第1号議案について質疑、意見がある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 議案第1号について、許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、許可することに決定します。

議長 日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。

主幹 はい、それでは2頁をご覧ください。

(議案朗読)

この案件は、農地法第4条第6項第1号口(1)に該当し、第3種農地(市街地の農地)と判断されます。以上であります。

議長 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

農地部長 はい。議案第2号は先ほどの事前審査におきまして、全員異議なく許可相当と認められました。以上です。

議長 農地部長より補足説明がありました。議案第2号について質疑、意見がある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 それでは議案第2号について、許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

議長 日程第5、議案第3号 農用地利用集積計画による（所有権移転）申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

主幹 はい。それでは3頁をご覧ください。

(議案朗読)

この案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上であります。

議長 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

農政部長 はい。議案第3号については、先程の事前審査において、承認相当でよろしいとの事でした。以上です。

議長 農政部長より補足説明がありました。この件につきましては会議規則第11条議事参与に関する案件を先に審議いたします。農地部長、退席願います。

(農地部長 退席)

議長 番号3について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 番号3について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

(農地部長 入場、着席)

議長 議案第3号について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議長 日程第6、議案第4号 農用地利用集積計画による（利用権設定）申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

主幹 はい、それでは4頁をご覧ください。

(議案朗読)

これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上であります。

議長 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

農政部長 はい。番号10番について、10番委員から賃料に対する質問がありました。農地中間管理機構と統一した方が良いのではという質問に対して、当事者同士の協議で決めるのが基本という事で、ご理解いただきました。以上です。

議長 農政部長より補足説明がありました。この件につきましては、会議規則第11条議事参与に関する案件を先に審議いたします。12番委員、退席願います。

(12番委員 退席)

議長 番号8について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声 あり)

議長 番号8について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

(12番委員 入場、着席)

議長 これで議事参与に関する案件が終了いたしました。ほかの案件について、審議いたします。質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声 あり)

議長 議案第4号について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議長 日程第7、報告事項があります。事務局説明願います。

主幹 はい。それでは6頁をご覧ください。

(報告朗読)

報告については以上となります。

議長 以上をもちまして、本日の日程が終了しましたので、これにて総会を閉会します。ありがとうございました。

(閉会 午後2時20分)

いて、

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名、捺印をする。

か。

令和4年12月2日

聖籠町農業委員会

議

長

八幡

裕



印

聖籠町農業委員会

署名委員

宮下

吉勝



印

署名委員

神田勝



印



卷之八

卷之八



卷之九

卷之九

卷之九



卷之十

卷之十

卷之十

